

28 東京都立東大和南高等学校管理運営規程

10東大和南高第672号
平成10年12月24日
校長決定
一部改正平成12年4月1日
一部改正平成15年4月1日
一部改正平成16年4月1日
一部改正平成17年4月1日
一部改正平成18年4月1日
一部改正平成19年4月1日
一部改正平成20年4月1日
一部改正平成21年4月1日
一部改正平成21年6月15日
一部改正平成22年4月1日
一部改正平成22年12月1日
一部改正平成23年4月1日
一部改正平成24年4月1日
一部改正平成26年4月1日
一部改正令和2年4月1日
一部改正令和3年4月1日
一部改正令和4年4月1日

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立東大和南高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。）

- 1 部
教務部、生徒部、進路部、総務部、保健部を置く。

- 2 学年
第1学年、第2学年、第3学年を置く。
- 3 教科
国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、外国語、芸術、家庭および情報を置く。
- 4 企画調整会議
- 5 職員会議
- 6 委員会
アクティブラーニング推進委員会、学校保健委員会、安全衛生委員会、防火防災検討委員会（安全委員会）、選考委員、採点委員会、教科書選定委員会、HP管理運営委員会、学校開放事業運営委員会、教育課程検討委員会、防災教育推進委員会、食育推進チーム、生徒支援委員会（特別支援教育推進委員会）、省エネ委員会、学校いじめ対策委員会、汚職防止委員会、入選委員会、教科主任会を置く。
- 7 学校運営連絡協議会
- 8 部活動の指導
教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動を指導する職員及び指導を委嘱された者が行う。
- 9 情報セキュリティ及び個人情報保護
情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。
- 10 その他
校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。
- 1.1 各部の所掌内容は次のとおりとする。
 - (1) 教務部 … 教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取扱い等、教務に関することを所掌する。
 - (2) 生徒部 … 特別活動の指導、学校生活全般にわたる管理等、生活指導、に関することを所掌する。
 - (3) 進路部 … 進路指導計画の作成、進路資料の集約、進路相談等、進路指導に関することを所掌する。
 - (4) 総務部 … 募集対策、校内の美化指導、諸儀式や渉外、図書館・視聴覚等に関することと、庶務に関することを所掌する。
 - (5) 保健部 … 健康安全に関すること、保健指導、教育相談、食育、体力向上に関することを所掌する。
- 1.2 各委員会の所掌内容は次のとおりとする。
 - (1) 学校行事委員会 …… 修学旅行を始めとする学校行事に関する業務を所掌する。
 - (2) 学校保健委員会 …… 学校保健に関する事項を所掌する。
 - (3) 安全衛生委員会 …… 職場の環境、教職員の健康管理等、安全衛生に関する事項を所掌する。
 - (4) 防火防災検討委員会（安全委員会）… 防火・防災に関する組織を管理し、非常配備態勢等の事項を所掌する。また、生徒の安全に関する事項を所掌する。
 - (5) 入選委員会 …… 入学者選抜全般に関する業務を所掌する。
 - (6) 選考委員会 …… 入学者選抜の選考に関する業務を所掌する。
 - (7) 採点委員会 …… 入学者選抜における採点、帳票の保管・管理に関する業務を所掌する。
 - (8) 教科書選定委員会 …… 教科書選定に関する業務を所掌する。
 - (9) HP管理運営委員会 …… HPの管理運営に関する業務を所掌する。
 - (10) 学校開放事業運営委員会 … 開放事業に関する業務を所掌する。
 - (11) 教育課程検討委員会 …… 教育目標の達成をめざして、教育課程全般に関する事項を所掌する。
 - (12) 防災教育推進委員会 …… 防災教育の推進に関する業務を所掌する。
 - (13) 生徒支援委員会（特別支援教育推進委員会）… 特別支援教育に関する業務を所掌する。
 - (14) 省エネ委員会 …… 省エネに関する業務を所掌する。

- (15) 学校いじめ対策委員会 …… 学校におけるいじめ対策を組織的に行い、いじめの未然防止に関する事項を所掌する。学校サポートチームを置き取り組みを支援する。
- (16) 汚職防止委員会 …… 汚職防止に関する業務を所掌する。
- (17) 教科主任会 …… 教科指導上の調整等に関する業務を所掌する。

第 9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、庶務、経理、及び施設その他の事務とする。

第 10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任及び経営企画室各係長とする。ただし、校長が必要と認めたときは、本校関係者を参加させることができる。

3 開催

定例会は、原則として毎週 1 回開催する。ただし、校長が必要と認めた時は、随時開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第 11 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員とする。ただし、校長が必要と認めたときは、本校関係者を参加させることができる。

3 開催

定例会は、原則として月 1 回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受ける。

7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第 12 分掌組織図

分掌組織図別紙の通り

第 13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第 14 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第 15 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第 16 情報開示

この規程およびその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成11年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 6 月 1 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。